

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について

※H23年度4次補正予算による基金の延長・事業の見直し後、
H24年度に実施されるメニュー事業の実施方法について、
H24年3月2日時点版の資料。
(本資料は、今後変更があり得るものである。)

目 次

1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置

- (1) 新体系定着支援事業 5
- (2) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 7
- (3) 地域移行支度経費支援事業 8

2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置

- (4) 小規模作業所緊急支援事業 11
- (5) 障害者自立支援基盤整備事業 13
- (6) 障害者地域移行体制強化事業 16
- (7) 一般就労移行等促進事業 24
- (8) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 32
- (9) 相談支援体制充実・強化事業 33
- (10) 移行定着支援事業 35
- (11) その他法施行に伴い緊急に必要な事業 36

3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置

(12) 福祉・介護人材参入促進事業	46
(13) 潜在的有資格者等再就業促進事業	49
(14) 福祉・介護人材マッチング機能強化事業	52
(15) 福祉・介護人材キャリアパス支援事業	55
(16) 福祉・介護人材確保対策連携強化事業	58

4. 福祉・介護人材の処遇改善を図る措置

該当事業なし

5. 東日本大震災に係る障害福祉サービス等の復興を図る措置

(17) 被災地における居宅介護事業所等の再開支援事業	62
(18) 被災地における障害福祉サービス基盤整備事業	63
(19) 被災者の心のケア支援事業	64

6. 東日本大震災に係る障害福祉サービス等の復興を図る措置(5.分を除く)

(20) 被災地における居宅介護事業所等の再開支援事業	66
-----------------------------	----

1 事業者に対する運営の安定化 等を図る措置

(1) 新体系定着支援事業

1 事業の目的

旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進し、平成24年度末までの間、新体系移行後のソフトランディングを支援することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村(児童福祉法に基づく障害児入所施設については都道府県、指定都市、児童相談所設置市)

(2) 事業の内容

① 経営の改善に関する計画の策定・実施

設置者である法人は経営の改善に関する計画(※)を定める。

※ 経営改善計画の主な内容

ア 現在の経営状況(収支状況、事業活動状況等)

エ ウを執行・実現するための工程表

イ 経営における改善点

オ その他、経営改善のために必要な事項

ウ 改善に向けた具体的方策

また、都道府県は管内事業所の経営状況を踏まえ、コンサルタント等による経営改善に関する説明会・研修会又は派遣等による支援を行う。

② 新体系移行後の一定の報酬保障

i) 新体系事業の場合

平成18年度から平成24年4月1日の間に、次の(ア)に掲げる施設が次の(イ)のいずれかの事業に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

(ア) 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、旧知的障害者地域生活援助事業、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型、精神障害者地域生活支援センター又は障害児施設

(イ) 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助若しくは共同生活介護事業所又は障害者支援施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設若しくは医療型障害児入所施設

ii) 障害児施設の場合

平成18年9月においてサービスの提供実績を有する障害児施設について、平成24年4月以降の報酬額が従前の月払いによる報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

③ 生活介護及び施設入所支援における報酬算定方法の変更に伴う激変緩和措置

平成21年度報酬改定において、平均障害程度区分に基づく報酬算定方法から個々の障害程度区分に基づく報酬算定方法へ改定したことにより、改定後の報酬額が改定前の報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

3 助成額

○ 新体系事業の場合

(旧体系における収入額×90%)－(当該月の収入額)

○ 障害児施設の場合

(平成18年9月における定員×22日又は30.4日)^(注1)×90%－当該月の延べ利用者数)×基本単価^(注2)

(注1) 通所の場合は22日、入所の場合は30.4日に乗じた数 (注2) 「基本単価」には、小規模加算、幼児加算(通所施設のみ)を含む。

○ 生活介護又は施設入所支援の場合

「(平成21年3月における基本報酬単位数×90%)－(平成21年4月以降の各月の本体報酬単位数)」又は

「(旧体系における収入額×90%)－(当該月の収入額)」を選択。

※ 「当該月の収入額」は送迎加算及び処遇改善加算又は処遇改善特別加算を除く。

4 補助割合 障害者施設及び障害児施設（通所に限る）の場合

・・・国1／2、都道府県1／4、支給決定市町村1／4

障害児施設（入所に限る）の場合

・・・国1／2、都道府県（政令指定都市・児童相談所設置市）1／2

5 実施年度 平成24年度

6 その他

- ・本事業の実施に当たっては、利用者からの負担を求めてはならない。
- ・事業者は介護給付費等の請求と併せて、国保連に対し、本助成金を請求する。

7 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係、障害児支援係

(2) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業

1 事業の目的

特別支援学校卒業生や就労経験のない入院中の精神障害者が、就労継続支援B型を利用しようとする場合、一旦就労移行支援事業又は就労継続支援A型を経なければならないとされているが、サービスの適否を判断するために特別支援学校在学中等に行うアセスメント（暫定支給決定）について、特別支援学校や精神科病院等と連携し、円滑にアセスメントを実施するため、体制整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

- ① 特別支援学校在学中の障害者
- ② 入院中の精神障害者
- ③ 施設入所支援の障害者

に対し、関係者と連携し、就労支援の是非を判断するためのアセスメント（暫定支給決定）の実施に向けて調整するための会議等を開催、円滑にアセスメントを実施するための体制整備につき、助成を行う。

ア 実施主体 市町村

イ 助成対象 就労移行支援事業、就労継続支援A型

ウ 事業内容

就労系事業の適否を判断するためのアセスメント(暫定支給決定)実施を特別支援学校、医療機関等と調整(会議等開催)し、円滑なアセスメント実施のための体制整備を図る場合に助成を行う。

エ 補助単価 会議実施回数に応じ、経費相当分を事業所に対し助成。
1事業所あたり60,000円以内/1回(年10回を限度とする。)

オ 補助割合 国1/2, 都道府県1/4、当該事業所が所在する市町村1/4
※ 市町村の負担割合について、これによりがたい場合については、支給決定者数の割合による按分等によることも可能

カ 実施年度 平成24年度

3 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

(3) 地域移行支度経費支援事業

1 事業の目的

入所施設の入所者や精神科病院の入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活において必要となる物品の購入について支援を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

入所施設の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活に移行するに当たって、地域生活で新たに必要となる物品を購入するための費用の助成を行う。

- ・対象施設：障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床を有するものを含む。）
- ・対象者：対象施設に2年以上入所等している障害者（宿泊型自立訓練事業所及び精神障害者退院支援施設を除く対象施設に2年以上入所・入院していた者に限る。）であって、居宅（賃貸住宅を含み、家族等との同居の場合を除く。）、ケアホーム、グループホーム又は福祉ホームに移行する者。
- ・対象物品：地域生活を開始するに当たり必要となる物品類（布団・枕・シーツ等の寝具、タオル、照明器具、食器類等であってグループホーム等の共用物品は除く。）

(3) 補助単価 1人あたり30,000円以内

3 補助割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※（精神科病院からの退院については、国1/2、都道府県（政令指定都市）1/2）

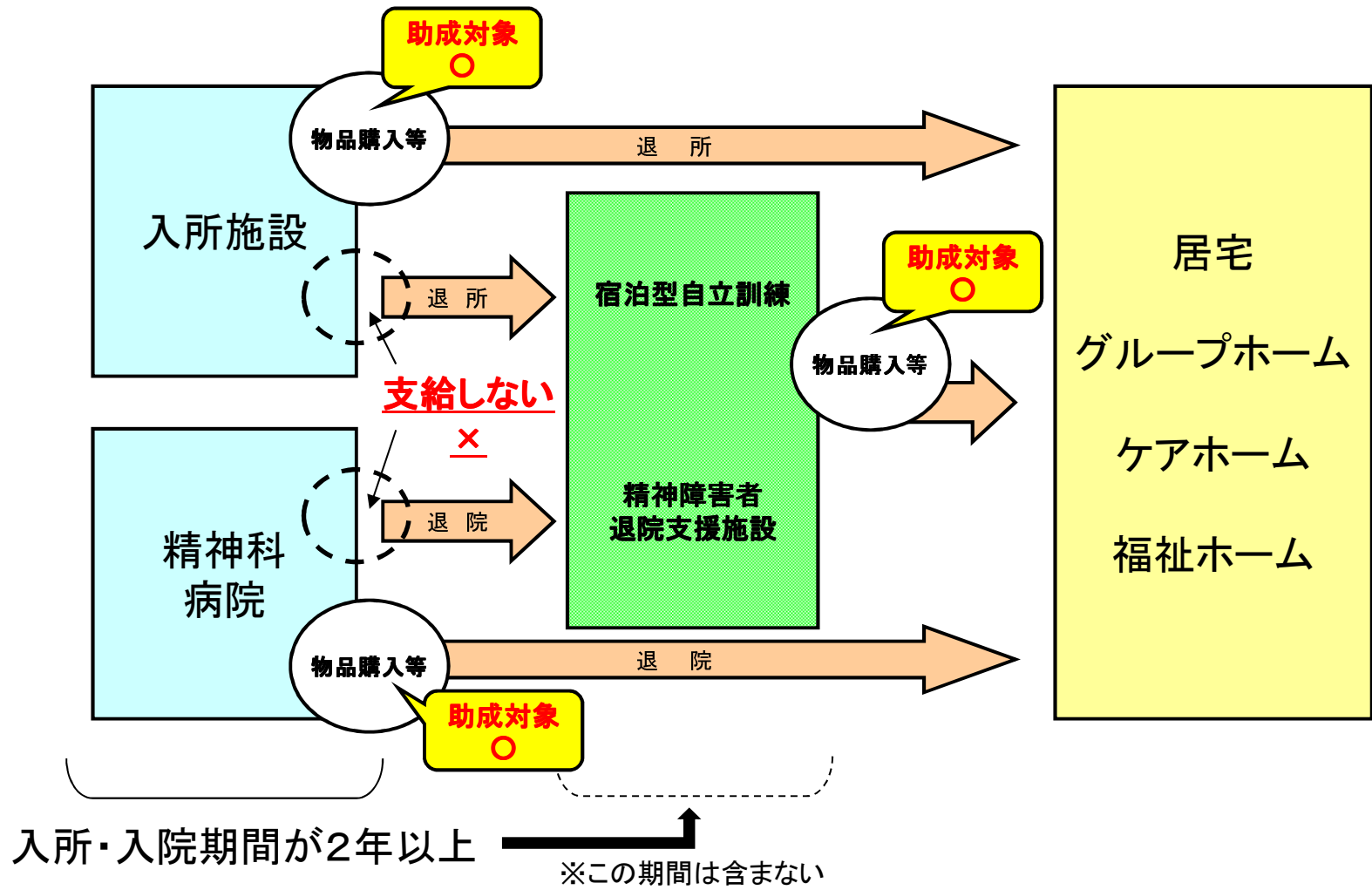
4 実施年度 平成24年度

5 留意事項

事業を行うに当たっては、都道府県等が対象施設に助成を行い、原則対象施設が対象者に現物をもって支給若しくは購入の支援又は現金の支給を行うこと。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行・障害児支援室 地域移行支援係

地域移行支度経費支援事業の助成対象



2 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置

(4) 小規模作業所緊急支援事業

1 事業の目的

東日本大震災の影響により個別給付（生活介護、就労継続支援B型等）や地域活動支援センターなどの障害者自立支援法に基づく事業へ直ちに移行できない小規模作業所に対して、定額を助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 青森県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県（障害者団体への補助）

(2) 事業の内容

平成23年度において本事業により助成を受けていた小規模作業所であって、東日本大震災の影響により法定事業への移行が困難となった小規模作業所について、以下の要件を満たす場合に助成対象とする。

① 利用定員が概ね5名以上であり、原則として週4日以上利用できる小規模作業所

② 地域活動支援センター又は個別給付への移行計画（実利用人員の増加など地域活動支援センター等の要件を満たすための移行計画）を作成した小規模作業所

(3) 補助単価 1作業所あたり1,100千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

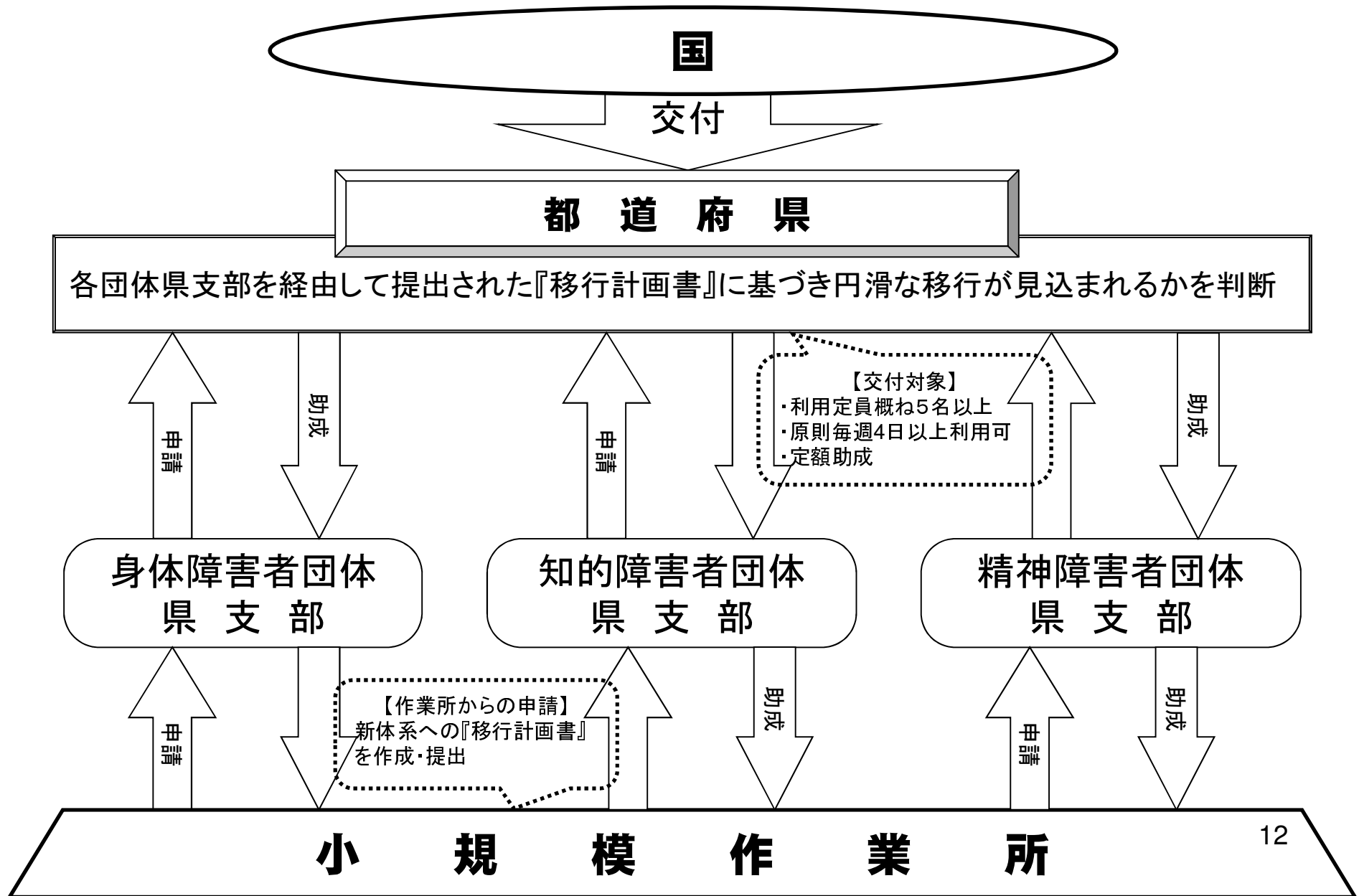
4 実施年度 平成24年度

5 その他

平成24年度までに確実に移行が図られるよう、必要な助言を行うこと。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

交付の仕組み（小規模作業所緊急移行支援事業）



(5) 障害者自立支援基盤整備事業

1 事業の目的

施設の改修や備品購入等の経費に対し助成を行うことにより、新体系サービス等の基盤整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

事業の具体例としては、以下のとおりである。なお、改修の①を除き、既存の補助制度で対象としている事業については対象外とする。

【 改 修 】

- ① ケアホーム、グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備(施設と一体的に整備されるスプリンクラー設備、自動火災報知器、消防機関への通報装置等)の整備
- ② 障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム、居宅介護事業所、相談支援事業所等の改修整備(賃貸物件)
- ③ その他基盤整備対策に資する改修工事

【 増 築 】

- ① 生産事業等のための作業スペースの設置
- ② NICUの退院児童受入のための重症心身障害児施設等の増築工事(既存の重症心身障害児施設等に新たに短期入所事業所を増築する場合を含む。)
- ③ 障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム、居宅介護事業所、相談支援事業所等の増築工事
- ④ その他基盤整備対策に資する増築工事

【備品購入】

- ① 新体系サービスの事業の拡充・充実を図るために必要となる生産設備、介護設備、送迎車輛等の整備
※ 対象事業：就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練又は、障害児の児童福祉施設等
- ② N I C Uの退院児童受入のための人工呼吸器等の整備
※ 対象施設・事業：重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、
重症心身障害児（者）通園事業（23年度まで）
医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、障害児通所支援事業所（24年度から）

【開設準備等経費】

- ① 居宅介護事業所等が開設に当たって必要となる経費
※ 対象事業：居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム
※ 対象経費：初度設備（パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等）
- ② 事務の効率化を図るために必要となる経費
※ 対象事業：居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム、
障害者支援施設
※ 対象経費：報酬請求システム、会計処理システム等の事務の効率化を図るためのシステム導入に係る経費等

【大規模な生産設備整備】

- 就労継続支援事業所に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備整備
- ※ 対象施設：就労継続支援事業所
(効果的かつ適正な運用を図るため、原則として工賃倍増5か年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」を活用する施設を対象)

(3) 補助単価

- ・改修、増築、備品購入 1施設あたり20,000千円以内
(ただし、改修の①を実施する事業所は2,000千円以内、改修の②のうちケアホーム・グループホームの改修整備(賃貸物件)並びに備品購入の①、②は5,000千円以内、改修の②のうちケアホーム・グループホームの改修整備(賃貸物件)において、エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合は6,000千円以内、改修の②のうちケアホーム・グループホームの改修整備(賃貸物件)において、エレベーター等設置整備のみを行う場合は1,000千円以内)

- ・開設準備等経費 1事業所当たり1,000千円以内
(ケアホーム、グループホームは1共同生活住居)

- ・大規模な生産設備整備 1施設あたり100,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉財政係

(6) 障害者地域移行体制強化事業

1 事業の目的

新たなサービスへの円滑な移行に向けて、関連する各施策を強化するための各種の事業を、緊急的かつ集中的に実施することにより、地域への移行をより一層推進することを目的とする。

2 事業の内容

地域移行のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等への移行のための支援、施設職員による包括的な地域移行支援への助成、地域生活支援の拠点化に関するモデル事業等を行う。

ア グループホーム・ケアホームへの移行促進事業

イ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業

ウ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した障害者等の地域移行支援事業

エ 医療観察法地域処遇体制強化事業

オ 精神障害者等の家族に対する支援事業

(6) ア グループホーム・ケアホームへの移行促進事業

1 事業の目的

障害者の地域生活への移行を進めるためには、地域における住まいの場であるグループホーム・ケアホームの充実を図ることが重要である。

このため、アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費（敷金・礼金）の負担を軽減し、より一層整備を進めることによって障害者が地域で暮らせるための受け皿の整備を行うこと目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

グループホーム等を実施するに当たり、アパート等の借り上げに伴い、初度に係る敷金・礼金に対し助成を行う。

(3) 補助単価 入居者1人あたり133千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成24年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行・障害児支援室 地域移行支援係

(6) イ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業

1 事業の目的

入所施設又は病院から地域生活へ移行した障害者など地域に住む障害者が安心した生活を継続するためには、地域の中で様々なサポートを行っていくことが必要である。

様々な既存の社会資源等を組み合わせて活用するなどにより地域生活支援の拠点化を図り、面的な支援体制を構築していくことにより、障害者の安心した地域生活への移行及び安定した地域生活の維持・継続の確保を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

障害者の地域生活のニーズに応じた様々な支援体制を構築していくモデル事業に対して助成を行う。

(事業のイメージ)

- ・ 下記の例のような事業を組み合わせることにより、地域内の事業者や関係機関の連携による24時間サポート（体調不良や精神的な不安定時における緊急対応や危機介入を行うことで、地域移行後の安定した暮らしと地域生活の維持・継続を図る等）体制づくり

(例) 相談支援事業、ホームヘルプサービス、居住サポート事業、短期入所、ケアホーム（または宿泊型自立訓練、障害者支援施設）、ピアサポート、訪問看護 等

- ・ 既存の事業間または事業者間の調整を図るためのコーディネーターの配置
- ・ 障害福祉サービスを利用していない地域の障害者（特別支援学校から直接就労した者等）に対する支援体制づくり

(3) 補助単価 1か所あたり9,000千円以内（各都道府県1か所程度）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成24年度

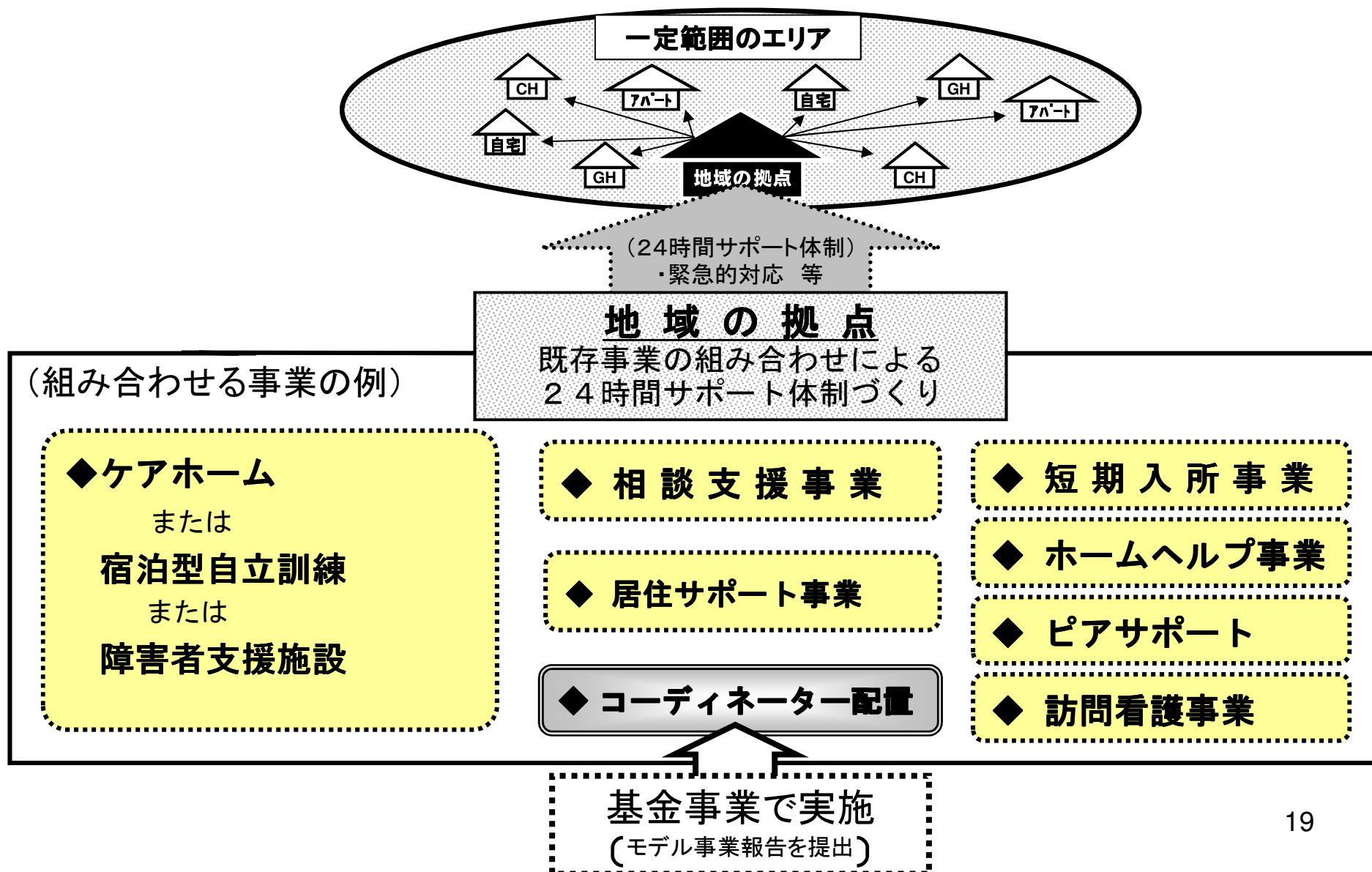
5 留意事項

次の事項を助成の要件とする。

- ① 本事業の実施にあたっては、あらかじめ登録した一定の地域内の障害者を対象に、地域において24時間の対応が可能な体制（既存事業の組み合わせ可）を基本とすること。
- ② 本事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会の関与を求めること。
- ③ 当該事業の実施後は、モデル事業実施報告を各都道府県へ提出すること。
- ④ 事業者間の調整を図るに当たっては、必要に応じて市町村等も協力を行う。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行・障害児支援室 地域移行支援係

障害者を地域で支える体制づくりモデル事業 ～イメージ～



(6) ウ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した 障害者等の地域移行支援事業

1 事業の目的

矯正施設を退所した障害者等については、社会生活を送る上で困難を抱えている者が多いにもかかわらず、退所後に地域社会に復帰するための福祉的な支援が不十分な状況である。

そのため、障害者支援施設等への受け入れを行う際の調整や施設における受け入れ体制の整備のための支援、さらに、施設を退所して地域生活へ移行する際の調整や事業者等に対する勉強会等の支援を行い、福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行を促進する仕組みを構築することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

- ① 矯正施設退所者等の障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所における受け入れ支援
- ② 矯正施設退所者等（矯正施設の退所等の後に障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所を経由した者を含む。）のケアホーム又はグループホームにおける受け入れ支援

【主な事業内容】

- ・施設における求人や事前の体制づくりのための人員確保（当該利用者がケアホーム等の報酬（地域生活移行個別支援特別加算）の対象となる前の人件費を含む）のための支援
- ・先進地視察や勉強会等の開催の支援
- ・矯正施設等との調整
- ・退所後にアパート等での一人暮らしとなった場合における定着のための支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う相談支援事業者や不動産業者等との調整の支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う研修等の開催支援 等

※地域生活定着支援センターや保護観察所等の関係機関からの受入依頼を受け、受入調整を行った場合に対応

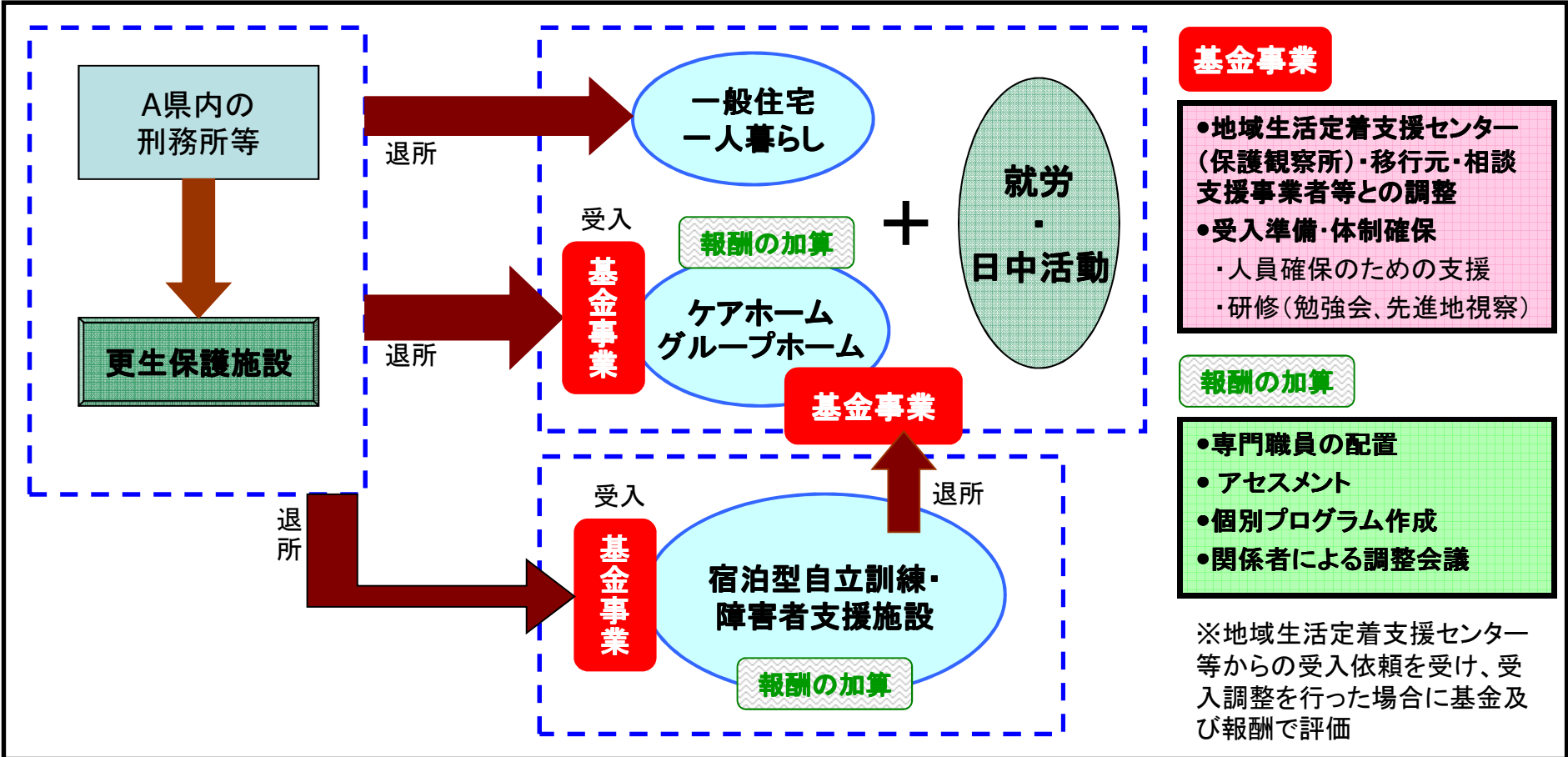
(3) 補助単価 ①②ともに1件あたり1,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行・障害児支援室 地域移行支援係

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した障害者等の地域移行について



連絡・調整

(6) Ⅰ 医療観察法地域処遇体制強化事業

1 事業の目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく対象者（以下、法対象者）の地域処遇支援を充実・強化させるため、「地域社会における処遇のガイドライン」に基づく地域処遇関係機関の基盤構築を図るとともに、法対象者が当たり前に地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法対象者を新たに受け入れる障害福祉施設等に対し適切に支援することで、法対象者の社会復帰の促進を図る。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 医療観察法地域処遇体制基盤構築事業

法対象者の地域生活を支援する地域関係機関が、地域の援助関係機関との連絡調整の下に実施する訪問指導等の体制や、関係機関相互の連携について基盤構築を図ることで、法対象者に対する適切な地域処遇体制を確保し、社会復帰を促進する。

② 障害福祉施設等入所時支援事業

障害福祉施設等に入所が見込まれる法対象者の入所に先立って、当該家族及び入居法対象者等の居宅及び指定入院医療機関等への訪問による入所後の生活にかかる相談援助や、精神保健福祉士等の福祉スタッフを確保するなど、予め受け入れに関する体制整備を実施した場合に助成を行う。

(3) 補助単価 ①：1都道府県あたり7,900千円以内

②：1都道府県あたり1,500千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成24年度

5 事業担当課室・係 精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室 指導係

(6) 才 精神障害者等の家族に対する支援事業

1 事業の目的

精神障害者等が地域で安心して生活するためには、本人に対する支援だけでなく、その家族に対する支援も重要であることから、お互いの悩みを共有したり、情報交換する家族同士の交流活動等に対して助成を行う。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村の実施も可）

(2) 事業内容

- ① 精神障害者等の家族同士の交流スペースの整備に対する助成。
- ② 精神障害者等の家族同士が交流する催し、家族会が実施する催し等に対する運営費の助成。

(3) 補助単価（1 障害福祉圏域あたり）

- ① 交流スペースの整備に対する助成 3, 000 千円以内
- ② 交流事業の運営に対する助成 600 千円以内

3 補助割合 定額（10 / 10）

4 実施年度 平成24年度

5 事業担当課室・係 精神・障害保健課 企画法令係

(7) 一般就労移行等促進事業

1 事業の目的

障害者自立支援法では、就労移行支援事業等により、障害者の就労支援を実施しているが、これをさらに充実させるため、一般就労への移行及びその後のフォローアップ等を含めた支援や工賃引き上げ、及び就労の機会のある場について、さらなる促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

一般就労移行を含めた障害者の就労支援をさらに促進するため、障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化・充実、移行後の職場定着支援、離職の危機や、やむを得ず離職した者への再チャレンジについての支援を実施する。

ア 職場実習・職場見学促進事業

イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業

ウ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業

エ 離職・再チャレンジ支援助成事業

(7) ア 職場実習・職場見学促進事業

1 事業の目的

職場実習等は、事業所内での作業等以外の作業体験が可能であり、就労支援利用者等が、作業能率の向上や、現場感覚を習得できるなど、一般就労への移行に有効なものである。

このため、就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合、また、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、当該事業所利用者及びその家族等に対して障害者が雇用されている企業見学を実施した場合にその費用を助成することとし、もって職場実習等の受入先の確保を促進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 実施方法

職場実習を受け入れる予定の企業は、①実習内容、②これまでの実習の実績、③職場実習派遣元事業所（施設）名、④職場実習年間受入予定（可能）人数、及び⑤当該受入に際し必要な備品等の購入に要する額等を都道府県に対し申請し、都道府県はこれらの内容を審査した上で助成する。

なお、本事業費により職場実習環境を構築した企業は、都道府県が「職場実習受入企業」として広く公表し積極的な受入を促すこと等により、今後効果的かつ継続的な職場実習を図ることとする。

また、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が企業見学を実施する場合は、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力した上で、障害者を雇用している企業に対し依頼・実施すること。

② 対象企業・事業所

- ア 就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）事業から職場実習等を継続的に受け入れる民間企業（職場実習のための受入設備更新等）
- イ 就労移行支援事業者・就労継続支援事業者（A型・B型）（企業見学を企業に依頼・実施する場合）

(3) 補助単価

- ア 5,000千円以内（1企業あたり）
- イ 20千円（就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型）
（企業見学実施の場合、1回あたり（参加人数は家族等含め5人以上））

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成24年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

(7) イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業

1 事業の目的

障害者の就労支援を効果的に推進するためには、就労移行支援事業、就労継続支援事業の移行促進のみならず、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等地域の社会資源と就労支援ネットワークを構築し、各機関が連携し、情報の共有化を図りながら適切な支援を実施することが重要である。

このため、障害保健福祉圏域等の地域における就労支援ネットワークの構築に必要な、情報の共有化を図るためのホームページの開設や各種研修会の開催等に要する費用を助成することとし、もって、地域における就労支援ネットワークの構築の促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

都道府県内の各障害保健福祉圏域における就労支援ネットワークの立ち上げの調整のために開催した会議、情報共有化を目的としたホームページの構築、研修会、先進地視察等に要する費用を助成する。

なお、これらの事業を各ネットワーク内の幹事事業者に委託することも可能。

(3) 補助単価 1 障害福祉圏域あたり 1,000千円以内(年間)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

6 留意事項

① ネットワークの構築にあたっては、ハローワークが対応することとなっているチーム支援や、特別支援連携協議会等との調整を図った上で実施すること。

② 「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」(基金事業(新規))を実施するにあたり、当該ネットワークにおいて活用を検討すること。

(7) ウ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業

1 事業の目的

障害者自立支援法においては、就労移行支援事業等の就労系サービスを利用することにより、地域の企業への一般就労に移行する障害者の増加を目指しているところであるが、今後は、就労が成功した後の就業生活における困難に対する支援や、障害者雇用を考えている企業に対して職務内容等に対する提案を実施し、障害者の一般就労・就職後の職場定着に対するさらなる促進を図ることが必要不可欠である。このため、就労移行支援事業等を利用し、次の事業を実施する。

2 事業の内容

就労移行支援事業者が、利用者の一般就労に必要な社会的課題を分析した講座等を企画・開催することや、既に就労している障害者に対して障害者就業・生活支援センター等と協力し、勤務時間外に行う就労を定着していくために必要な研修会、自主交流会等を企画・実施。また、障害者の雇用を検討する企業の就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者(A型・B型)が職務内容等を提案し、障害者を雇用する企業の開拓を図る。

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業内容

- ① 就労移行支援事業において利用者に対して、福祉専門職員等や地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、社会適応訓練等に関する講座を企画・実施する場合に助成。
- ② フォローアップの一環として、就労移行支援事業において一般就労した者を対象に勉強会・自主交流会等を実施する場合に助成。
- ③ 就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者(A型・B型)が、障害者就業・生活支援センター等と協力し、実際に障害者の雇用を検討する企業の職務分析を実施した場合に助成。

(3) 補助単価

以下の内容を5回以上実施した場合、回数に応じて1回あたり20,000円を助成
(年間最大36回まで助成)。

- ① 社会適応等に関する講座企画・開催
- ② 勉強会・自主交流会企画・開催
(当該事業所を利用し、一般就労した利用者を対象者とする)
- ③ 障害者の雇用を検討する企業の職務分析を実施

- 3 補助割合 定額(10/10)
- 4 実施年度 平成24年度
- 5 事業担当課室・係 障害福祉課就労支援係

(7) エ 離職・再チャレンジ支援助成事業

1 事業の目的

障害者が何らかの形で離職の危機を迎えている場合、その把握が難しく、離職した場合、意欲を失って再度就労する意欲をなくしている状態の者が多く、働ける可能性を奪っているケースが少なくない。そこで、意欲をなくす前に必要な支援を提供するとともに、やむを得ず離職した場合でも、再度、一般就労への移行を支援することを目的とし、次の事業を実施する。

2 事業の内容

離職の危機を迎えている者、やむを得ず離職した者について、支援を実施した場合に助成を行う。

(1) ① 実施主体 都道府県

② 対象事業所 就労移行支援、就労継続支援A型・B型

(2) 事業内容：

対象の事業者が

① 離職の危機を迎えている者への対応

(状況確認をし、課題整理の上で、企業内での環境改善及び本人の復職に向けた調整を実施)

② やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会提供

などにかかる支援を本人・親・事業所に実施した場合に助成する。

・ 要件

① 本人と企業との調整の上、円滑な職場定着、あるいはそれに関連する支援を実施

② やむを得ず離職する場合でも、離職前に一定期間、企業内での環境改善や本人の復職に向けた調整を企業・本人等の間で実施

③ 離職の際、障害者就業・生活センター及びハローワーク等と連携

④ 本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を行う。

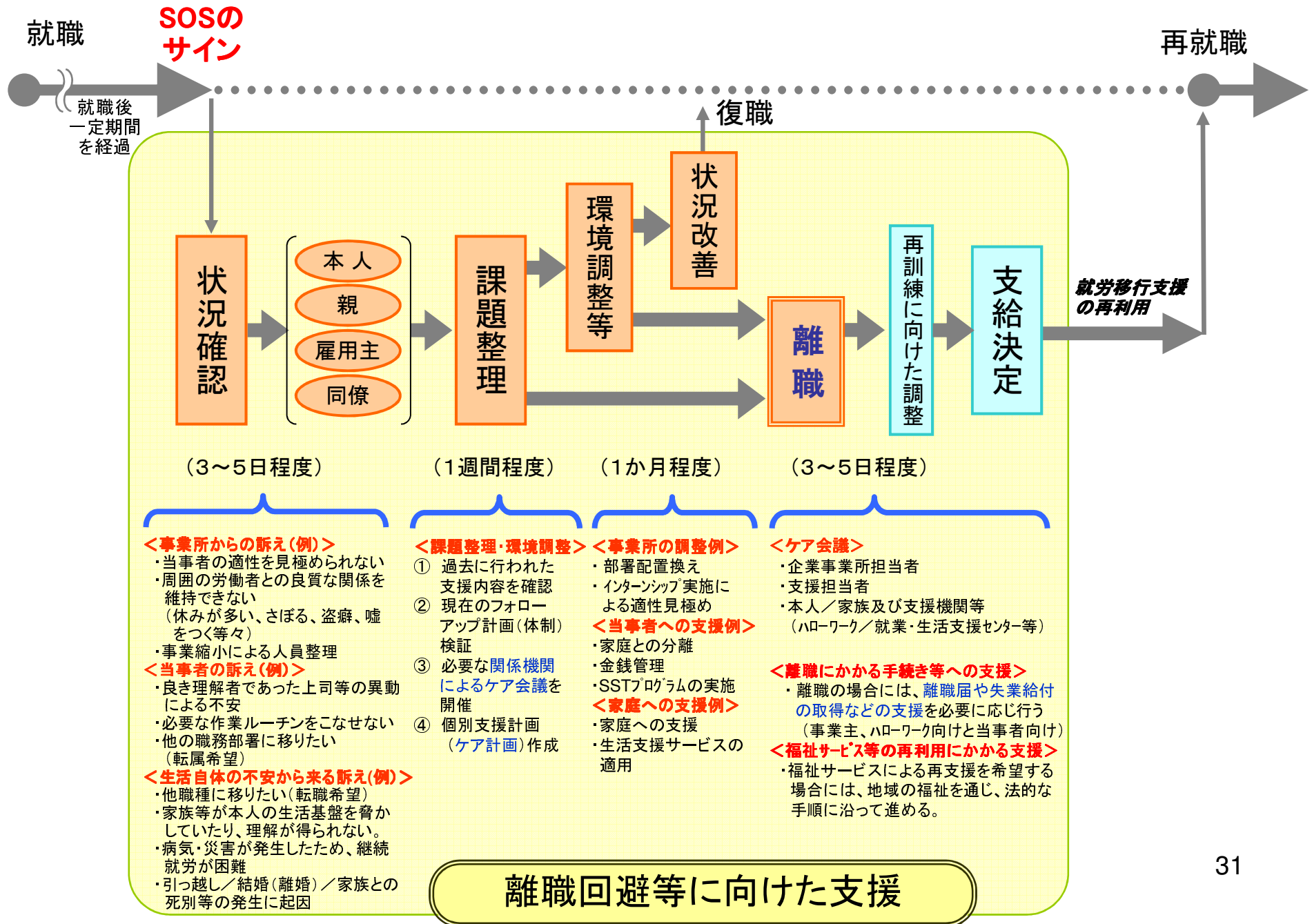
(3) 補助単価 1人1回につき40,000円を事業所に対し助成。

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課就労支援係

【参考】 離職回避等支援フロー(イメージ)



(8) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業

1 事業の目的

障害者自立支援法・児童福祉法(以下「障害者自立支援法等」という。)の改正に伴い、地方自治体において一時的に必要な施行事務に要する費用に対して所要の助成を行い、もって障害者自立支援法等に基づく障害児・者支援制度の基盤の安定化及び適正な運営に資することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容

障害者自立支援法等の改正に伴って必要となる都道府県または市町村における以下の経費について助成を行う。

ア 障害者自立支援給付支払システム等の開発・改修等経費

イ サービス利用者、事業所等に対する制度改正内容等の広報啓発経費

ウ その他、障害者自立支援法等の改正に伴い一時的に必要な事務処理に要する経費

(3) 補助単価 各都道府県ごとに別に定める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成18年度～平成24年度

5 その他

都道府県は、国保連合会のシステムの改修に係る経費について、市町村の委託料の低減を図る等システム全体の安定的な運用を確保する観点から、地域の実情に応じて支援することができるものとする。

6 事業担当課室・係 企画課自治体支援係

(9) 相談支援体制充実・強化事業

1 事業の目的

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。

障害者自立支援法等の改正において、相談支援の充実を図ることとされたことも踏まえ、相談支援体制の充実、強化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県又は市町村

(2) 事業の内容

ア 相談支援発展推進支援事業

- 基幹相談支援センターや相談支援事業所の新規の立ち上げや拡充等に当たり、必要な設備整備や求人、広告及び従業員の研修、事務の効率化等について支援する。

イ 居住サポート事業立ち上げ支援事業

- 居住サポート事業（市町村が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。）の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地の視察等について支援する。

ウ ピアサポートセンター等設置推進事業

- 障害当事者が障害者の活動をサポートするピアサポートセンターを設置する場合に必要な設備整備やピアサポーターの研修等について支援する。

エ 特別アドバイザー派遣等事業

- 先進地のスーパーバイザー等を特別アドバイザーとして招聘し、相談支援体制の整備や充実、強化に向けた評価、指導等を実施する。
また、相談支援専門員に対して実務（OJT）の機会を提供するため、地域の相談支援専門員の先進地の相談支援事業所への派遣や、先進地の相談支援専門員をスーパーバイザーとして地域の相談支援事業所に派遣する。

オ 自立支援協議会運営強化事業

- 自立支援協議会の活性化を図るための研修会等の実施や、社会資源の評価・開発・改善、相談支援事業所の評価等を行うためのツールの導入等を行う。

カ 家庭訪問等事業

- 必要となる障害福祉サービスに結びついていない地域の障害者に対する家庭訪問等を行う。

3 補助単価	ア、イ：1か所あたり	1, 200千円以内
	ウ：1か所あたり	1, 900千円以内
	エ：1都道府県あたり	8, 000千円以内
	オ：1都道府県あたり	5, 000千円以内（ツール導入分）
	1自立支援協議会あたり	1, 000千円以内（その他分）
	カ：1市町村あたり	1, 700千円以内

4 補助割合 定額（10／10）

5 実施年度 平成24年度

6 事業担当課室・係 障害福祉課地域移行・障害児支援室 相談支援係

(10) 移行定着支援事業

1 事業の目的

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく新体系サービス（地域活動支援センターを除く。）へ移行した場合に、新たな事務処理を定着させるために要する経費や移行前の小規模作業所等の当時からの利用者が継続して利用し、定着できるように実施する経過的な施策に要する経費等を助成することにより、移行後の新体系サービスの定着を図る。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村への委託可）

(2) 内容

小規模作業所等が、障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練等給付事業に移行した場合に経過的に生じる以下の経費について、助成を行う。但し、助成対象となる小規模作業所等は、平成23年度において本事業により移行後1年目（1,000千円以内）の助成を受けていたものに限る。

① 新体系サービスで新たに生じる事務処理の定着促進のための事務職員の雇い上げや事務処理機器の購入等に要する費用。

② 移行前の小規模作業所等の当時からの利用者が引き続き、新体系サービスを継続して利用し、定着できるための経過的な施策に必要な費用。

(3) 補助単価 1事業所当たり500千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成24年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

(1 1) その他法施行に伴い緊急に必要な事業

○事業の内容

- ア 障害者情報支援緊急基盤整備事業
- イ 視覚障害者移動支援従事者の資質向上事業
- ウ 障害者スポーツ特別振興事業
- エ 体育館等バリアフリー緊急整備事業
- オ 障害者芸術・文化活動等特別啓発事業
- カ 障害者自立支援機器普及促進事業
- キ 被災者の障害福祉サービス等の利用者負担の免除事業

(11) ア 障害者情報支援基盤整備事業

1 事業の目的

障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第3条（地域社会における共生等）や第22条（情報の利用におけるバリアフリー化等）を踏まえ、自治体や関係機関に情報支援機器等の整備や音声コード普及のための研修等を実施し、地域における障害者に対する情報の利用におけるバリアフリー化等を一層促進する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村（(2)の③は市町村のみ）

(2) 事業の内容

- ① 視覚障害者、聴覚障害者、発達障害者等に対する点字、音声、手話等による情報支援のため、自治体や公立病院等の公的機関などの窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を行う。
- ② 音声コード普及のための研修、発達障害の特性を勘案した情報支援についての啓発及び広報を行う。
- ③ 被災県（岩手県、宮城県、福島県）において、地上デジタル放送への完全移行（平成23年7月24日）の延長に伴い、聴覚障害者用情報受信装置を利用する者に対し、地上デジタル放送の移行延長後も支援を行う。
- ④ 聴覚障害者情報提供施設を新たに設置する場合に、字幕入り映像製作機器（デジタル）の整備を行う。

(3) 補助単価

- ① 1 都道府県又は 1 市町村当たり 1, 000 千円以内
- ② 1 都道府県又は 1 市町村当たり 300 千円以内
- ③ 聴覚障害者用情報受信装置（地デジ対応）1 台当たり 75 千円以内（アンテナ、光警報器は対象外）
- ④ 聴覚障害者情報提供施設 1 か所当たり 18, 000 千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成24年度

5 その他

(2) ①の対象品目の例は以下のとおり。

点字プリンター、自動点訳ソフト、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置、磁気ループ等

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係
地域移行・障害児支援室 発達障害支援係（2（2）の①及び②）

(11) イ 視覚障害者移動支援従事者の資質向上事業

1 事業の目的

視覚障害者に対する移動支援（地域生活支援事業における移動支援事業及び介護給付における同行援護）に従事する者の資質の向上を図り、資質の低下による事故を未然に防止する観点から、従事者の資質向上を担う指導者を養成・確保する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県・市町村

(2) 事業の内容

各都道府県において、視覚障害者等に対する移動支援の提供を行うガイドヘルパーの資質向上を担う者（指導者）を養成・確保するため、中央において行われる指導者養成研修に参加するための経費について助成する。

(3) 補助単価 1都道府県あたり 120千円以内
※指定都市・中核市を含む場合は、1市あたり48千円を加算。

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成24年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

(11) ウ 障害者スポーツ特別振興事業

1 事業の目的

障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第3条（地域社会における共生等）や第25条（文化的諸条件の整備等）を踏まえ、障害者が実際の障害者スポーツ競技等の参加の機会をつくり、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与し、スポーツを行う障害者の裾野を一層充実させる。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、指定都市

(2) 事業の内容

地域における障害者スポーツの裾野を広げるため、障害者スポーツ競技者と実際の競技を通して障害者スポーツに触れる機会等をつくる取組に要する費用を助成する。

(3) 補助単価 1自治体あたり3,000千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成24年度

5 その他 当該事業を実施するに当たっては、パラリンピック等の国際競技大会等に参加した選手を招聘し実施することとする。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

(11) エ 体育館等バリアフリー緊急整備事業

1 事業の目的

障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第3条（地域社会における共生等）や第25条（文化的諸条件の整備等）を踏まえ、体育館等のバリアフリー化を促進し、障害者が障害者スポーツ競技等の参加の場を整備し、障害者の社会参加を推進する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

(2) 事業の内容

一般の公立体育館(※)等でも障害者スポーツに取り組めるよう、スロープ、多目的トイレ、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入など、必要な整備等に係る経費を助成する。(※学校体育諸施設は対象外。)

(3) 補助単価 1か所あたり8,000千円以内

※1都道府県内に対する補助額は、障害保健福祉圏域×1か所あたり単価の金額を上限とする。

※東京都は障害保健福祉圏域の設定がないことから、市区町村数×1か所あたり単価の金額を上限とする。

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

(11) 才 障害者文化芸術活動等特別啓発事業

1 事業の目的

障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第3条（地域社会における共生等）や第25条（文化的諸条件の整備等）を踏まえ、国民の障害者の文化活動や芸術作品等への理解を促進し、美術館等における障害者の芸術作品等を含めた展覧会等の開催などを支援し、文化芸術活動を通じた障害者の社会参加を推進する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

(2) 事情の内容

美術館等における障害者アート作品を含めた展覧会等の開催経費を助成する。

- ① 美術館における障害者アート作品の展覧会の開催
- ② ギャラリー等における一般の美術作品と障害者アート作品との展覧会の開催
- ③ 障害者による音楽祭や障害者を主体とした映画祭等の開催

(3) 補助単価 都道府県：4,000千円以内、市町村：2,000千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成24年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

(11) 力 障害者自立支援機器普及促進事業

1 事業の目的

障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第3条（地域社会における共生等）や第22条（情報の利用におけるバリアフリー化等）を踏まえ、障害者（児）の自立や日常生活の一層の支援を図るため、公的機関（身体障害者更生相談所等）に自立支援機器等を整備し試用等させるとともに、モニター評価を行い、開発者等に提供することにより、障害者の自立支援機器の開発・普及を促進する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、指定都市

(2) 事業の内容

① 試用及びモニター評価を行うための自立支援機器の整備

公的機関に最新の支援機器を展示し試用させる。また、実用性の高い改良を進めるため、支援機器の試用時には、モニター評価を行い、開発者等に提供する。

② 適合判定に必要な測定システムの整備

身体障害者更生相談所に支援機器の適合判定に必要な最新の測定システムを導入する。

③ 福祉機器展等の開催及び自立支援機器に関する研修会の実施

(3) 補助単価

① 1か所当たり 1,000千円以内

② 身体障害者更生相談所1か所当たり 1,000千円以内

③ 1回当たり 1,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

(11) キ 被災者の障害福祉サービス等の利用者負担の免除事業

1 事業の目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）により被災した障害児・者について、障害者自立支援法等における障害福祉サービス等に係る利用者負担額や、市町村等がやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額、または障害児施設徴収金（以下「利用者負担額」という。）について、市町村等が利用者負担につき災害減免（免除した場合に限る。）を行った場合は、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

2 事業の内容

(1) 実施主体

① 平成24年3月分

市町村（障害児施設は都道府県・指定都市・児童相談所設置市）

② 平成24年4月～9月分

市町村（障害児入所施設は都道府県・指定都市・児童相談所設置市）

(2) 事業の内容

東日本大震災に伴い利用者負担額の免除を行った場合に、市町村等が負担する当該利用者負担額の免除に係る追加費用について助成する。

※東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域等に住所を有する被災者に対し行う利用者負担の免除については除く。

(3) 助成額 利用者負担額の免除相当額

- 3 補助割合 国 10 / 10
- 4 実施年度 平成 24 年 3 月 ~ 平成 24 年 9 月 サービス提供分まで
- 5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉財政係
障害福祉課地域移行・障害児支援室 障害児支援係

3 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置

(12) 福祉・介護人材参入促進事業

1 事業の目的

小～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県

※都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。
※都道府県と連携して行う事業の実施団体へ補助することができる。

(2)事業内容の例

- 小学生等を対象にした福祉介護体験や老人ホームへの訪問
- 中高生やその保護者、進路指導担当教員等を対象にした進路相談や養成施設等への訪問
- 大学生を対象にしたインターンシップ制度を活用した就業体験や現役職員との意見交換
- 介護を必要としない高齢者や主婦等を対象にしたボランティア体験や福祉・介護セミナー

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○事業を実施した学校数、事業所数 | ○事業に参加した学生数、人数 |
| ○養成施設等に進学した人数 | ○福祉・介護分野に就職した人数 等 |

(2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

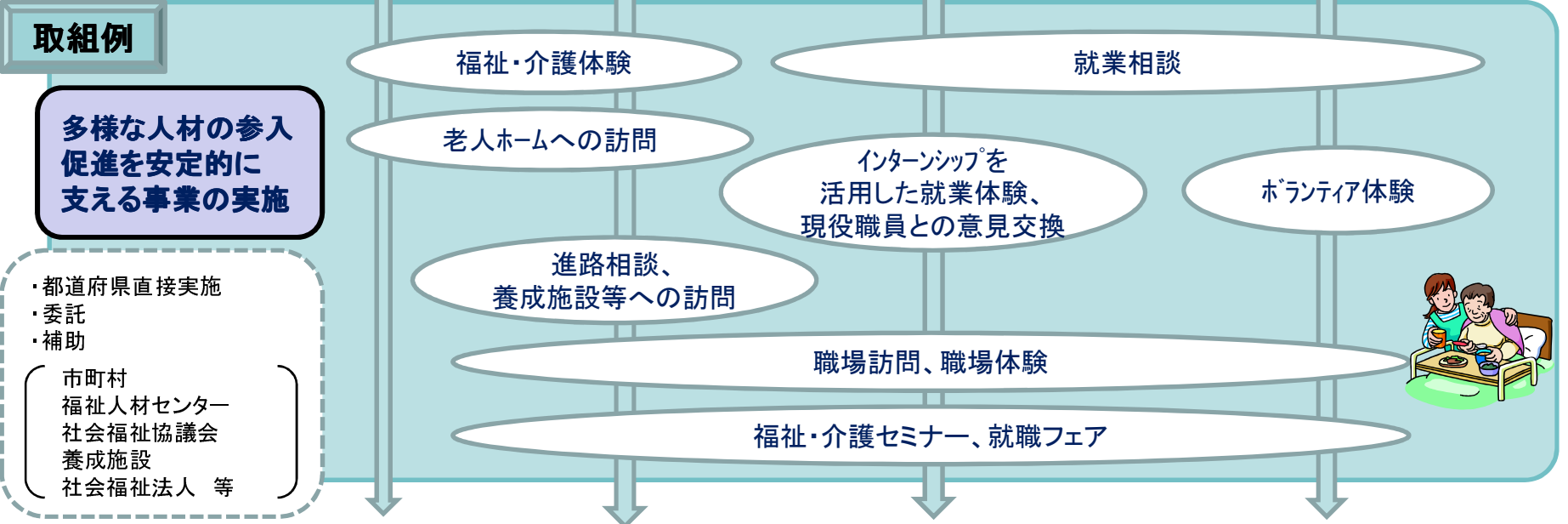
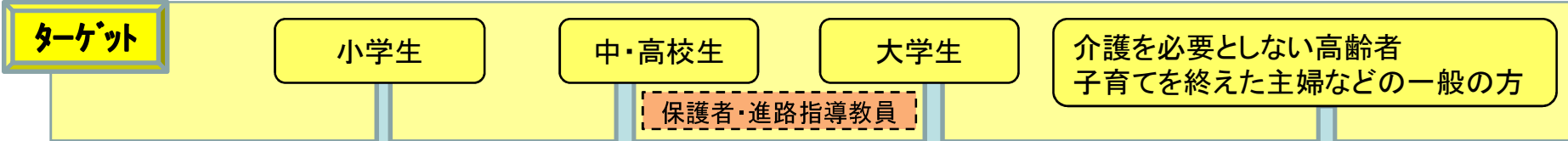
6 その他

- (1)事業実施にあたっては、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」を活用し、市町村や関係団体等に協力要請を行い、効果的な周知と参加者の確保に努めること。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材参入促進事業

目的 小～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。



○福祉・介護の理解促進
 ○将来の人材候補

○進路選択の一つに
 ○養成施設等への進学

○福祉・介護分野への就職
 ○若い人材の参入

○これまでの知識・経験を
 生かし再就職
 ○地域を支えるボランティア

活動指標・成果指標の例

○事業を実施した学校数、事業所数	○事業に参加した学生数、人数
○養成施設等に進学した人数	○福祉・介護分野に就職した人数 等

(1 3) 潜在的有資格者等再就業促進事業

1 事業の目的

資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、他分野からの離職者が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進することを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県

- ※都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。
- ※都道府県と連携して行う事業の実施団体へ補助することができる。

(2)事業内容の例

- 潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉・介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再確認するための研修
- 他分野からの離職者の福祉・介護分野への再就業を支援するため、福祉・介護の仕事の魅力とやり甲斐を学び、実際の介護現場を知るための職場体験

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- 研修、職場体験に参加した人数
- 職場復帰、再就業した人数(潜在的有資格者、他分野からの離職者) 等

(2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

6 その他

(1)受講者募集にあたっては、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」を活用し、市町村や関係団体等に協力要請を行い、受講者の確保に努めること。

(2)受講者のニーズに合わせ、研修の時期や内容、期間等を設定すること。

(例)

- ・具体的に再就職を希望している方…長期間、実技中心 等
- ・将来に向け就職準備をしている方…短期間、講義中心 等

(3)職場体験の受入れ費用は、5,920円以内(体験者1人1日当たり)とする。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

潜在的有資格者等再就業促進事業

目的 資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、他分野からの離職者が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進することを目的とする。

ターゲット

即戦力

潜在的有資格者
(介護福祉士、社会福祉士、
精神保健福祉士等)

他分野からの離職者等

多様な人材
の参入

取組例

研修

福祉・介護サービスの知識・技術
の再確認

直近の制度・サービスの理解

介護の制度・サービスの理解


福祉・介護の仕事の魅力と
やり甲斐を学ぶ

受講者のニーズに合わせて、研修の内容や期間等を設定

- ・都道府県直接実施
 - ・委託
 - ・補助
- 市町村
福祉人材センター
社会福祉協議会
職能団体
養成施設 等

職場体験

新しい職場、
介護の現場を知る



- 新たな職場
に再就業

以前の職場
に復帰

福祉・介護分野
へ再就業

活動指標・成果指標の例

- 研修、職場体験に参加した人数
- 職場復帰、再就業した人数（潜在的有資格者、他分野からの離職者） 等

(14) 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

1 事業の目的

施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を都道府県福祉人材センターに配置した専門員が一体的に実施し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県(都道府県福祉人材センターへの委託)

(2)事業内容の例

- 求人施設・事業所が求めている人材像の的確な把握
- 求職者の適性を確認し、就業に適した求人施設・事業所との職場面接、職場体験の調整
- サービス種別や地域ごとに実施する合同面接会の実施
- 求職者や施設・事業所に対する求人求職情報等の発信
- 社会保険労務士や公認会計士等による経営・人事・労務管理等に関する指導、助言、セミナーの実施

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- | | | |
|----------------|---------------|-------------|
| ○求職者の登録人数 | ○求人登録の人数、事業所数 | ○出張相談の回数、件数 |
| ○合同面接会の回数、参加者数 | ○採用人数 | ○就労後の相談件数 等 |

(2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

6 その他

- (1) 専門員は、事業内容や施設・事業所数、地域区分等に応じ、複数名配置する。
- (2) 専門員は、ハローワーク等における出張相談や施設・事業所への戸別訪問、合同面接会の開催等、都道府県福祉人材センター外の活動を基本とする。
- (3) 専門員は、他の制度(公共職業訓練や求職者支援訓練等)の積極的な紹介や、関連機関(ハローワークや介護労働安定センター等)との連携を強化し、求職者の円滑な就労と定着を支援する。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材マッチング機能強化事業

目的

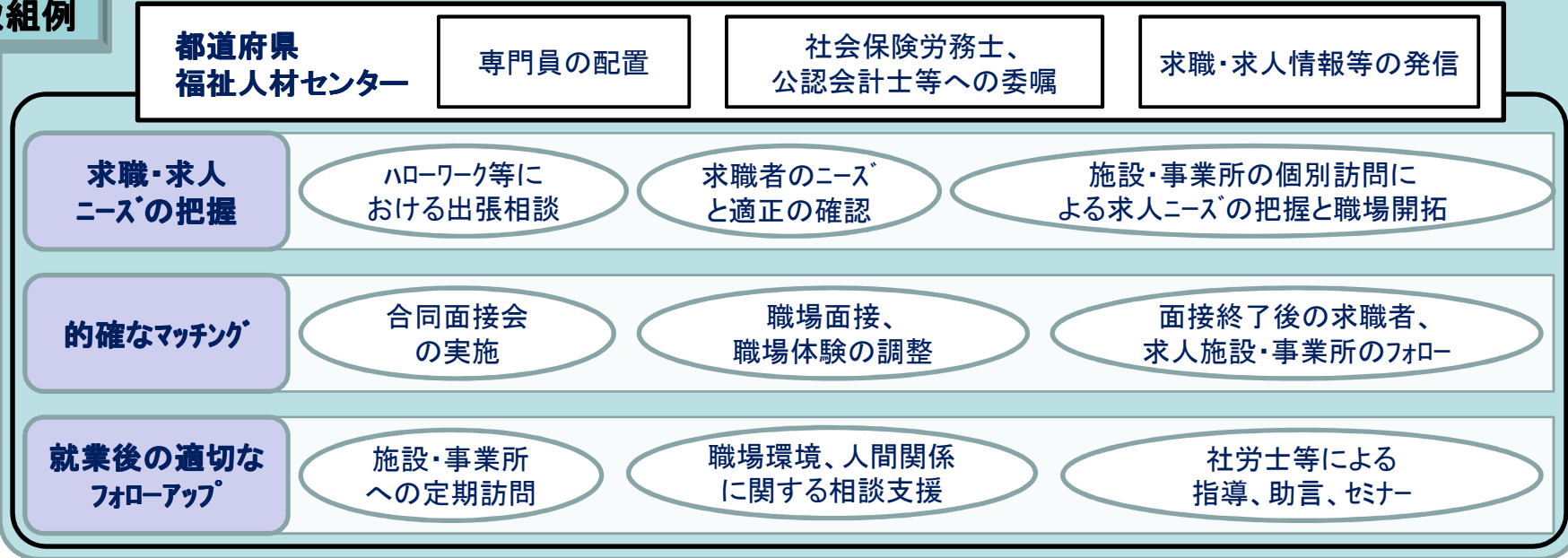
施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を都道府県福祉人材センターに配置した専門員が一体的に実施し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とする。

ターゲット

求職者

求人施設・事業所

取組例



・福祉人材センターへの委託



福祉・介護人材の円滑な参入、確実な定着

活動指標・成果指標の例

- 求職者の登録人数
- 求人登録の人数、事業所数
- 出張相談の回数、件数
- 合同面接会の回数、参加者数
- 採用人数
- 就労後の相談件数

(15) 福祉・介護人材キャリアパス支援事業

1 事業の目的

施設・事業所や地域において、福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を実施し、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることを目的とする。

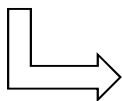
2 事業内容

(1)実施主体 都道府県

- ※都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。
- ※都道府県と連携して行う事業の実施団体へ補助することができる。

(2)事業内容の例

- 施設、事業所の形態やサービス利用者の実態等に応じた職員研修の実施
- 地域の社会福祉協議会や事業者団体等がキャリアパス、スキルアップ等を目的に実施する研修
- 複数の施設・事業所が、地域やサービス種別ごとに連携し、合同で実施する研修



一定の内容・質、時間等が担保されている研修は「実務者研修(※)」の科目単位の履修認定が可能
※平成27年度以降の介護福祉士国家試験において、実務経験者の受験資格に必要となる研修

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

○研修の実施回数、受講者数

○「実務者研修」の履修認定が認められた研修の実施状況

○就労年数や職務階層別の実施状況

(2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

6 その他

(1)事業実施にあたっては、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」を活用し、参加人数や開催時期の調整、一体的な広報等に努めること。

(2)施設・事業所の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。

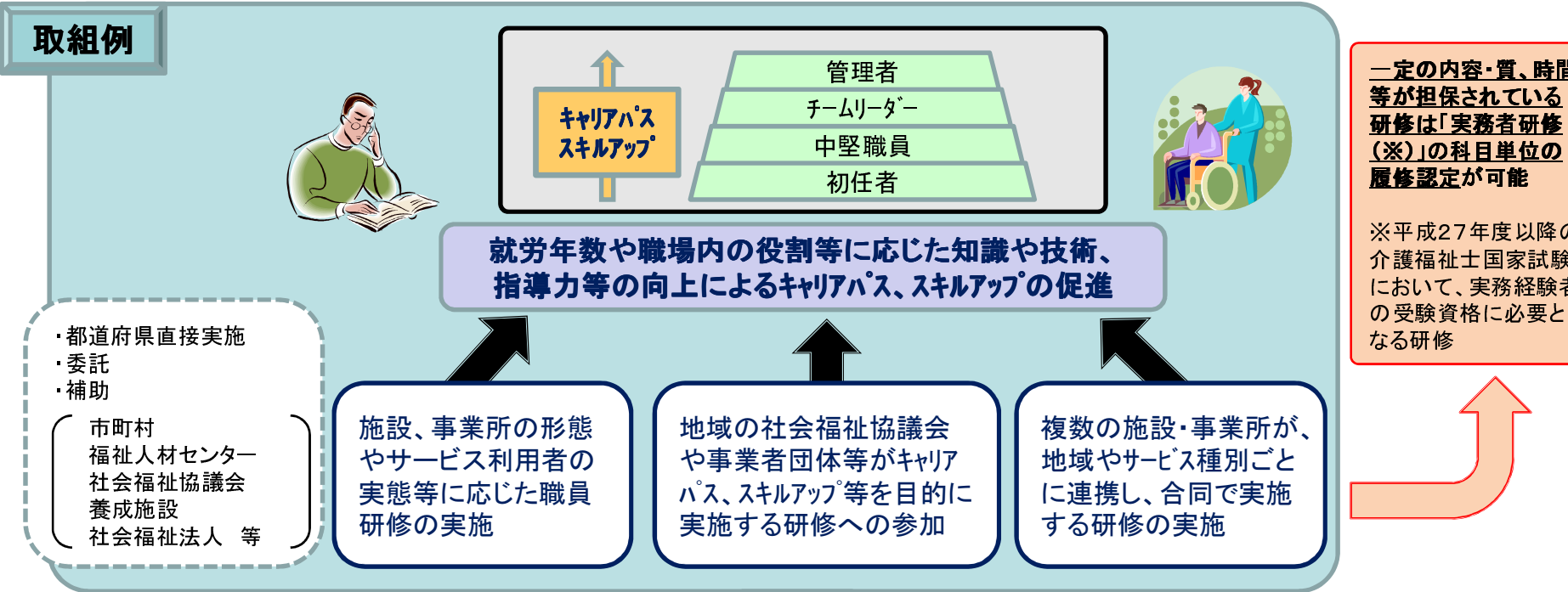
(3)経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者を対象とした研修も、本事業の対象となる。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材キャリアパス支援事業

目的 施設、事業所や地域において、福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を実施し、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることを目的とする。

ターゲット 施設、事業所の職員



適切なキャリアパス、スキルアップによる福祉・介護人材の安定的な定着

活動指標・成果指標の例

- 研修の実施回数、受講者数
- 就労年数や職務階層別の実施状況
- 「実務者研修」の履修認定が認められた研修の実施状況
- 等

(16) 福祉・介護人材確保対策連携強化事業

1 事業の目的

福祉・介護人材確保対策について、関係団体等が参加する協議会の設置や、一体的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保、求職者の就業動向等の把握、各事業の実績把握と効果の検証等を一元的に実施し、事業の連携強化、相乗効果の促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県

※都道府県福祉人材センター等、都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。

(2)事業内容の例

- 都道府県と市町村、事業実施団体や管内関係機関等が参加する協議会の設置
- 福祉・介護人材確保対策事業に関する一体的な広報
- 事業実施団体間の参加人数や開催時期等の調整
- 研修等の参加者への意識調査やその後の就職動向等の把握
- 福祉・介護人材確保対策事業の事業実績(活動指標、成果指標等)の把握

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- 協議会への参加団体数
- 協議会の開催回数
- 等

6 その他

- (1)各事業の活動指標・成果指標のうち、求職者数や求人件数、福祉・介護分野への就職者数等を把握する場合には、福祉人材センターの「福祉人材情報システム」を活用し、効率的に行うこと。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材確保対策連携強化事業

目的

福祉・介護人材確保対策について、関係団体等が参加する協議会の設置や、一体的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保、求職者の就業動向等の把握、各事業の実績把握と効果の検証等を一元的に実施し、事業の連携強化、相乗効果の促進を図ることを目的とする。

ターゲット

市町村

事業実施団体

管内関係機関

取組例

市町村や関係団体等が参加する協議会の設置

人材確保にかかる課題と対応等の協議

地区別や分野別の協議会の設置

参加人数や開催場所、時期等の調整

一体的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保

各事業の一体的な広報、情報発信

協議会参加団体における周知

事業実施時における他事業の広報

求職者の就業動向等の把握

潜在的有資格者の状況の把握

参加者等の福祉・介護分野への就職状況の確認

福祉人材センターの「福祉人材情報システム」の活用

各事業の実績把握、効果の検証

事業実績(活動指標、成果指標等)の把握

参加者の意識調査

人材確保に関する調査、分析

・都道府県直接実施
・委託（福祉人材センター等）



各事業の連携強化、相乗効果の促進

活動指標・成果指標の例

○協議会への参加団体数 ○協議会の開催回数 等

5 東日本大震災に係る障害福祉サービス等の復興を図る措置

(17) 被災地における居宅介護事業所等の再開支援事業

1 事業の目的

東日本大震災により被災した居宅介護支援事業所、相談支援事業所、小規模作業所の災害復旧を図ることを目的とする。

2 事業の内容

被災した居宅介護支援事業所等について、事業再開に向けた施設整備を行う場合、その整備に係る費用について助成を行う。

(1) 実施主体 岩手県、宮城県、福島県

(2) 対象施設 居宅介護支援事業所、相談支援事業所、小規模作業所
(これらの賃貸物件の改修、仮設事業所を含む。)

(3) 補助単価

居宅介護事業所	3,000千円
相談支援事業所	4,500千円
小規模作業所	6,500千円

3 補助割合 国2/3 (県1/6、事業者1/6)

4 実施年度 平成23年度～平成24年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉財政係

(18) 被災地における障害福祉サービス基盤整備事業

1 事業の目的

甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害保健福祉圏域ごとに「障害福祉サービス復興支援拠点（仮称）」を設置し、新体系サービス移行（障害児施設を含む。）への支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体

岩手県、宮城県、福島県（圏域内の中核となる社会福祉法人等に委託して実施することができる。）

(2) 事業の内容

「障害福祉サービス復興支援拠点（仮称）」に、以下の①から③を担うコーディネーターを配置するとともに、支援の必要な④～⑨に掲げる事業所等に支援アドバイザーを派遣し、以下の事業が円滑に進むよう支援する。

〔全事業共通事項〕

- ① 圏域内事業所の運営状況等の把握、事業所からの相談の受付
- ② 圏域内のサービスニーズの把握
- ③ アドバイザーの派遣プログラムの作成

〔個別事業の内容〕

- ④ 障害者自立支援法による新体系サービスへの移行支援
- ⑤ 児童福祉法による新体系サービスへの移行支援
- ⑥ 自立支援法改正による基幹相談支援センター立ち上げのための支援
- ⑦ 発達障害児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援
- ⑧ 障害者就労支援事業所の活動支援
- ⑨ その他障害福祉サービス等の利用促進に資する事業

3 補助単価	1 障害保健福祉圏域あたり	57,960千円
4 補助割合	定額(10/10)	
5 実施年度	平成23年度～平成24年度	
6 事業担当課室・係	障害福祉課 福祉財政係	

(19) 被災者の心のケア事業

1 事業の目的

心のケアチームの活動縮小及び撤退後、被災地において長期間継続的に心のケアにあたる専門人材の確保が必要となっている。したがって、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等、被災地に長期間滞在し、心のケアにあたる専門人材の確保と、自宅及び仮設住宅を訪問支援する等の活動のため、障害者自立支援対策臨時特例交付金の積み増しを行う。

2 事業内容

- ・看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士、作業療法士等による専門職チームにより、心のケアの必要な被災住民に対して自宅及び仮設住宅への訪問、相談対応。
- ・被災した精神障害者、医療的支援が必要な被災者に対して、病院を拠点とした訪問診療、訪問看護。
- ・被災者の心のケアに関して統括するセンターを各県に1箇所ずつ設置し、各専門職チーム及び保健師チームの活動によって得られた、被災住民の心のケアに関するデータ集積、分析、各チームへ情報提供、技術支援。

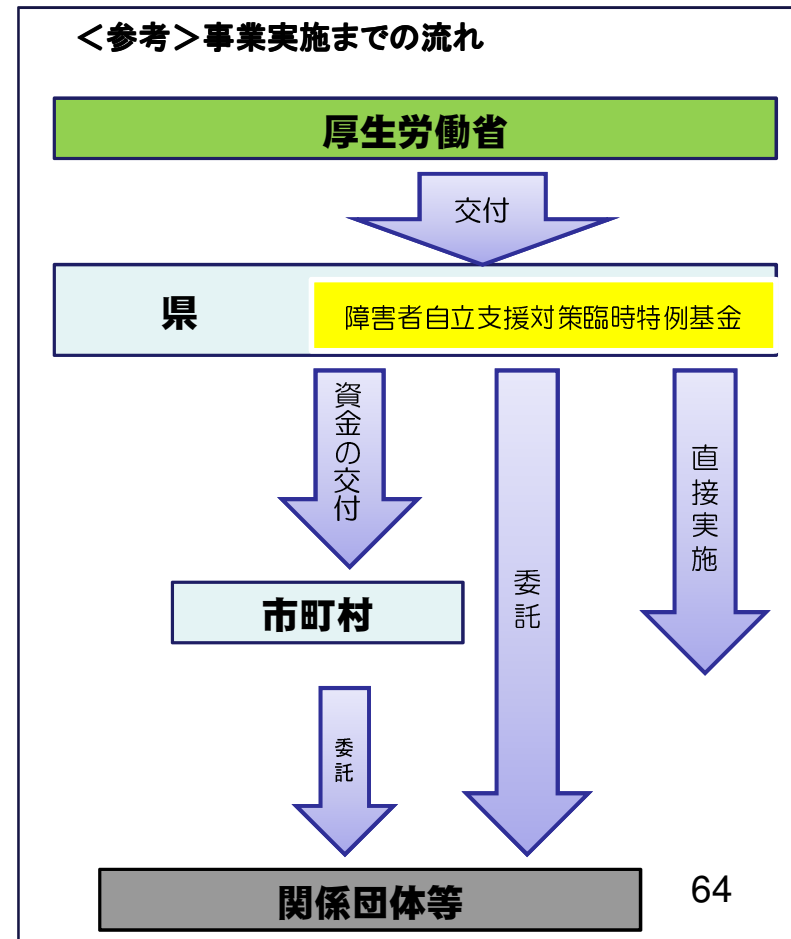
3 実施主体 岩手県、宮城県、福島県

4 補助単価 1県あたり930,606千円

5 補助割合 定額(10/10)

6 実施年度 平成23年度～平成24年度

7 事業担当課室・係
精神・障害保健課 心の健康係



6. 東日本大震災に係る障害福祉サービス等の復興を図る措置 (5. 分を除く)

(20) 被災地における居宅介護事業所等の再開支援事業

1 事業の目的

東日本大震災により被災した居宅介護支援事業所、相談支援事業所、小規模作業所の災害復旧を図ることを目的とする。

2 事業の内容

被災した居宅介護支援事業所等について、事業再開に向けた施設整備を行う場合、その整備に係る費用について助成を行う。

(1) 実施主体 北海道、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

(2) 対象施設 居宅介護支援事業所、相談支援事業所、小規模作業所
(これらの賃貸物件の改修、仮設事業所を含む。)

(3) 補助単価

居宅介護事業所	3,000千円
相談支援事業所	4,500千円
小規模作業所	6,500千円

3 補助割合 国2/3 (県1/6、事業者1/6)

4 実施年度 平成23年度～平成24年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉財政係